

単価契約仕様書

環境政策局南部クリーンセンター

(担当 梅田・田中 電話 611-5363)

件 名	(単価契約) シロキサン除去剤 (南部クリーンセンター)
形 状 ・ 寸 法	仕様のとおり
予 定 数 量	8, 4 6 0 k g (ただし、発注回数、数量については増減する場合がある)
契 約 期 間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
契 約 条 件	1 納入場所 京都市伏見区横大路八反田29番地 京都市南部クリーンセンター構内 2 予定数量 8, 4 6 0 k g (1回当たりの発注は、約1, 4 1 0 k gを目安とする。) 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。 3 薬品の仕様 以下の仕様を満たすこと。 製品名 : エコカーボン (TG-BC-40) 製造者 : 株式会社テツゲン 粒度 : 4 mmφ ベンゼン吸着性能 : 30%以上 充填密度 : 0. 4 2 ~ 0. 5 2 g/ml 乾燥減量 : 5%以下 硬度 : 95%以上 pH : 5. 5以上 用途 : シロキサン除去用 その他 : 新炭のみ (再生炭不可) 4 納入日時及び体制 (1) 納入日時は、原則、土・日・祝日を含む、午前6時から午前8時までに行うこと(午前6時前に納品することは避けること。)。ただし、本クリーンセンターの指定する日及び時間に納入が難しい場合は、本市担当に連絡し、納入の可否について協議を行うこと。 (2) 本市が指定する日時に、指定する数量を迅速に納入できる体制を整備すること。発注から納入まで5営業日以内を原則とし、遅れる場合には速やかに連絡を行うこと。 (3) 発注の連絡は内容を確実に伝達し保存できる手段(メール、またはFAX)を原則とするが、発注日、及び納品量の変更が生じた場合はこの限りではない。 (4) 本市へ搬入する業務を第三者に委託する場合は、承諾が必要なため、再委託承諾申請書(別紙)を事前に提出すること。 5 納入方法 (1) 納入は、1 m³フレコンバッグにて、1袋当たり470kg入りとすること。 (2) 1回当たりの納入量は、3袋(1, 410kg)を目安とする。

契 約 条 件	6 納入時の提出物 納入時に、計量証明書（納入数量が分かるもの）及び検査成績書（納入する薬品の仕様が分かるもの）を提出すること。また、初回納入時にSDS対象となる化学物質は、このSDSを提出すること。 7 支払いについて (1) 本市は納品書、納品内訳書及び請求書を確認のうえ、代金を支払うこととする。 (2) 支払いは、1か月ごとに前月分を支払うこととする。 8 その他 (1) 契約期間内に納品品番の製造中止その他契約業者の責めに帰さない事由により当該品番の納品ができなくなった場合は、本市の同意を得て、本市が当該製造中止等品番と同等以上の機能を有すると認めた後継品番又は上位品番を代替品番として納品することができる。 (2) 本クリーンセンターの指定する時間帯以外、構内での待機は行わないこと。 (3) その他詳細については、本クリーンセンターの本市職員と協議の上、決定するものとする。
----------------	---

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

(別紙)

再委託承諾申請書

令和 年 月 日

(宛先 京都市長)

(受注者)

住 所

名 称

代表者の職・氏名

契約の履行に当たり、下記のとおり再委託を行うこととしたいので承諾願います。

記

- 1 契約件名
- 2 再委託の内容
- 3 再委託の相手方

(1) 商号又は名称

(2) 氏名又は代表者の職・氏名

(3) 所在地

(4) 電話番号

4 その他

この申請書の提出に当たっては、必要に応じて、本市が定める「再委託の承諾をしない場合」に該当しないことが確認できる資料を添付してください。

受注者（申請者）が本市から再委託の承諾を得た後、更に第三者に委託（再々委託）しようとする場合は、受注者、再委託の相手方及び再々委託の相手方の本件契約における関係や担当業務について、一覧（ツリー図）にしたものを提出してください。（再々委託以降の再委託も同じ。）